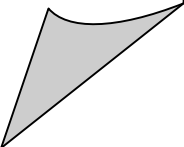


# 東京都北区議会

## 平成 23 年第 2 回定例会で可決した意見書

- ・ 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書
  - ・ 健全で持続可能なエネルギー政策を求める意見書
  - ・ 原子力発電所の安全対策強化を求める意見書
  - ・ 震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書
  - ・ 津波対策に関する意見書
  - ・ 民間建築物耐震化促進に関する意見書
- 

## 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国で地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について、左記の事項を要望する。

## 記

一、国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

二、消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる体制の整備を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

衆議院議長

横路 孝弘 殿

参議院議長

西岡 武夫 殿

内閣総理大臣

菅 直人 殿

総務大臣

片山 善博 殿

財務大臣

野田 佳彦 殿

内閣府消費者及び食品安全担当大臣

細野 豪志 殿

## 健全で持続可能なエネルギー政策を求める意見書

東日本大震災に伴う津波による原子力発電所の事故で、東北電力及び東京電力管内地域では電力供給が大幅に減少した。さらに、中部電力浜岡原子力発電所の停止要請によって、夏の電力不足問題は東日本のみならず全国的な問題へと発展している。

これまで、原子力発電は、経済性に優れ、二酸化炭素を出さないクリーンエネルギーとして国内九の電力会社で、主力に据え推進してきたが、今回の大事故で「安全神話」は完全に崩れ、さらには、昨年決定した「エネルギー基本計画」までも事実上白紙となった。

今後、電力供給不足は国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼす。政府は今夏の電力対策に加え、将来を見据えた持続可能な新エネルギー戦略を速やかに打ち出す必要がある。

しかしながら、政府の電力需給緊急対策本部が五月に発表した対策では国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれなかった。

夏場の電力不足を前に電力需給のひっ迫が長期化することを踏まえた法制度の見直しや運用改善など予算措置も含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、今後のエネルギー政策で、再生可能エネルギーの普及促進を図り、安全で安心な社会の構築を実現するよう、左記項目について強く要望すること。

## 記

一、自家発電設備及び太陽光発電や蓄電池、また太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充するとともに固定価格買取制度の導入や送配電網の拡充など中長期目標を具体的に明示し、その環境整備を推進すること。

一、エネルギー政策の議論が多くの国民に開かれ、積極的な参加を促しながらエネルギー消費を抑制する実効的な制度を導入し、併せてLED照明設備の導入補助やエコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。

一、太陽光や水力、風力及び地熱やバイオマスなど再生可能な自然エネルギーの最大限の活用を目指し、併せてスマートグリッドの普及など省エネ社会を実現させる政策を具体化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	西岡 武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
環境大臣	江田 五月 殿
財務大臣	野田 佳彦 殿
経済産業大臣	海江田 万里 殿
節電啓発等担当大臣	細野 豪志 殿

## 原子力発電所の安全対策強化を求める意見書

去る三月十一日、東京電力福島第一原子力発電所では、巨大地震発生直後、原子炉は自動停止したものの津波により非常用電源設備が全て失われた結果、緊急炉心冷却装置や除熱装置は作動せず、メルトダウンや水素爆発を起こし、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

そして原発事故の深刻度を示す「国際原子力事象評価尺度」による暫定評価は、チェルノブイリの原発事故と同じである最悪の「レベル7」まで引き上げられ、三ヶ月以上が経過した現在でも、警戒区域や計画的避難区域の多くの住民は、避難生活を余議なくされ、農産物や海水への汚染から風評被害も日に追って深刻化している。

とりわけ、福島以外の原子力発電所の周辺住民でも不安と疑念が高まっている中、静岡県の中部電力浜岡原子力発電所は原子炉停止となったが、国内外からは、政府及び東京電力に対し、情報提供や補償など対応の遅れに不安と批判は収まらず、今回の原発事故を早期に收拾させるとともに被災者への補償や新たな支援策など国の責任ある取り組みが強く望まれている。

よって、本区議会は政府に対し、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故原因究明と初動対応の検証から、早急に徹底した安全対策を構築するよう、左記の事項を要望する。

### 記

一、原子力発電所に関する全ての情報公開と説明責任を十分に果たすとともに、原子力安全・保安院と経済産業省を分離し、独立した安全監視を行う第三者機関を設置すること。

一、今回の事故原因の究明と検証を踏まえ、稼働中の原子力発電所も含めて、地震、津波への抜本的な安全対策を講じ、過酷事故への対策強化など多様な多様な防御策を図り、耐震設計審査などの安全設計指針についても早期に見直しを行うこと。

一、今回の事故を教訓とした国の防災計画や原子力防災指針の見直しを早急に行い、放射性物質の拡散や高濃度汚染水など原子力災害による健康被害や風評被害を防止するための対策を強化し、また輸出品や観光産業などへ海外からの懸念を払拭させる対策に万全を尽くすこと。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣	菅 直人 殿
経済産業大臣・原子力経済被害担当大臣	海江田 万里 殿
内閣官房長官	枝野 幸男 殿
原発事故の収束及び再発防止担当大臣	細野 豪志 殿

震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

三月十一日に発災した東日本巨大地震・大津波被害からの本格的な復興は被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。我が国全体が非常事態である今、復興基本法が成立した。その上は、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながる。したがって一刻も早い復興に向けて、補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発出することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。同時に、被災地自治体との連携や、地元からの生活支援及び産業復興などの要望の制度化を含め、今後の課題解決への道筋を示す必要がある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災民の気持ちにかなうよう、今般の未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、早期に大規模な補正予算を編成し成立を図るよう強く要望する。  
右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
財務大臣	野田佳彦殿
東日本大震災復興対策担当大臣	松本龍殿
内閣官房長官	枝野幸男殿
内閣府経済財政政策担当大臣	与謝野馨殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎殿

## 津波対策に関する意見書

三月十一日に発生した東日本大震災では、津波による甚大な被害により、多くの人命が失われ、津波に対する都民の不安や心配が高まっている。

こうした中、五月二十七日に発表された「東京緊急対策二〇一一」では、これまでの高潮対策にくわえて、津波対策にも取り組むことがもりこまれたが、その内容については今後の検討が待たれているところである。

とりわけ北区は、隅田川、荒川、新河岸川、石神井川沿いにA、P、(荒川工事基準面)五メートル以下の地帯が広がっており、津波対策の具体的検討は喫緊の課題である。

よって、本区議会は政府及び東京都に対し、左記の事項の実施を求めるものである。

## 記

一、東海から連動する巨大地震や東京湾での地震による津波など、あらゆる可能性をふまえた津波のシミュレーションと被害想定を行うこと。

一、防潮護岸や湾岸施設への耐震強化策の推進、及び地下鉄の海水流入対策を実施すること。

一、津波を想定した防災訓練や津波教育の取り組みを推進すること。

一、民間施設などの「津波避難ビル」の普及を促進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣	菅 直人 殿
国土交通大臣	大 島 章 宏 殿
東京都知事	石 原 慎太郎 殿

## 民間建築物耐震化促進に関する意見書

三月十一日の東日本大震災では、東京でも震度五を記録し、古い木造住宅をはじめ多くの家屋被害が生じ、都内でもその被害は相当数にのぼっている。

一方、学校をはじめ耐震化工事を行った建築物では、被害を最小限にいくとめることができ、建築物の耐震化促進の重要性が改めて浮き彫りになったところである。

この間、各自治体においては民間木造住宅やマンション等の建て替え助成制度の充実をはかり、国の民間住宅耐震改修助成制度の上乗せ補助三十万円も活用して、地震に強いまちづくりへの整備を住民へも呼びかけてきたところであるが、新年度からは国の補助が終了している。

今後の更なる施策推進の上で、国の十分な財政支援は引き続き欠かせないところである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、民間住宅耐震改修助成の再開を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	西岡 武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
国土交通大臣	大島 章宏 殿